



鳥取県公報

平成 20 年 11 月 17 日(月)
号外第 1 2 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 監査公告	監査結果の公表 (12)	2
--------	--------------------	---

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による措置請求について、同条第4項の規定による監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

平成20年11月17日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子

第1 監査の概要

1 監査の請求

(1) 請求人

米子市東町410 高橋 敬幸
西伯郡南部町西町44 坪倉 嘉昶
西伯郡南部町福成997-29 花房 和夫

(2) 請求のあった日

平成20年10月2日

第2 請求の要旨

法第242条の規定に基づく住民監査請求の対象は、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は違法若しくは不当に財務会計上の行為を怠る事実であるため、鳥取県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の内容から請求の要旨を次のように解した。

1 請求人の主張要旨

(1) 平成19年度における鳥取県議会議員（以下「議員」という。）3名（小谷茂、廣江式及び山口享。以下「3名の議員」という。）の政務調査費について、次のとおり不適正なもの又はその用途に疑問のあるものが見られる。

ア 領収書等の証拠書類の内容が不明なもの又は政務調査費の用途として、その内容、金額、支払先等に疑問のあるものが見られる。

イ 当該年度外の経費が計上されている。

ウ 交通費が実費によらず、都市間交通費等早見表による金額で請求されている。

エ 人件費について、勤務実態を証明する証拠がなく、また、金額の根拠が示されていない。

オ 経費のあん分について、あん分が必要と思われるにもかかわらず、あん分されていないもの又はあん分した場合のあん分の根拠が示されていないものがある。

(2) 3名の議員は、政務調査費の用途として不適正なものについては、県に返還する義務がある。

(3) 3名の議員をはじめとして全議員について、再度、政務調査費の用途の調査、収支報告書の写しと証拠書類の写しとの突合などを行い、不適正な用途による政務調査費を県に対し返還させることを求める。

(4) 3名の議員以外の議員についても、不当な支出について、これを是正させる措置を取ることを求める。

(5) 県は、支出された政務調査費について、用途の不適正なものを返還させるべきであるにもかかわらず、これを怠っている。

2 措置請求

鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対し、次の措置をとることを勧告するよう請求する。

(1) 3名の議員をはじめとして全議員について、再度、政務調査費の用途の調査（鳥取県政務調査費交付

条例施行規則（平成16年鳥取県規則第58号）に定める使途基準に合っているかについての調査も含む。）、収支報告書の写しと証拠書類の写しとの突合などを行い、不適正な使途による政務調査費を県に対し返還させること。

(2) 3名の議員以外の議員についても、不当な支出について、これを是正させる措置を取ること。

第3 請求の受理

1 受理

監査委員は、次の理由により、本件請求を、精算額の確定に伴う政務調査費の返還請求を怠る事実に対する住民監査請求として、法第242条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、平成20年10月7日付で受理した。

2 理由

本件請求のあった日は、県が政務調査費の精算額を確定した日から1年を経過しておらず、精算額の確定に伴う返還請求を怠る事実については、住民監査請求の対象となるものである。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けるように取り計らったが、請求人からの証拠の提出及び陳述の希望はなかった。

2 監査対象事項

監査対象事項は、措置請求書に記載されている事項を勘案し、平成19年度において議員に交付された政務調査費の使途に係る次の事項とした。

(1) 3名の議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 小谷茂議員の政務調査費に係る摘示事項（9件）

イ 廣江弉議員の政務調査費に係る摘示事項（7件）

ウ 山口亨議員の政務調査費に係る摘示事項（8件）

(2) 他の議員の政務調査費に係る再調査等事項

全ての議員について8月に定期監査を行ったところであるが、本件請求に係る監査を進めていく中で再調査等の必要性がある場合には、必要に応じて再調査等を行った。

3 監査対象機関

鳥取県議会事務局（以下「議会事務局」という。）

4 監査実施期間

平成20年10月7日から同年11月7日まで

5 監査の実施方法

(1) 議会事務局の監査

3名の議員をはじめ、他の議員についても必要に応じて、収支報告書と証拠書類の写しとの突合並びに鳥取県政務調査費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号。以下「条例」という。）第4条第2項に基づき定められた政務調査費の使途及び手続に関する指針（以下「ガイドライン」という。）に沿った支出がなされているか確認を行った。

(2) 関係人の調査

本件請求の監査に当たっては、支出目的又は内容が不明なものなどについて、法第199条第8項の規定に基づき、3名の議員に対し、書面による調査を行った。

6 監査の執行者

監査委員 山 本 光 範

監査委員 米 田 由起枝

監査委員 伊 木 隆 司

監査委員 山 根 眞知子

7 監査委員の除斥

本件請求に係る事件が議員の政務調査費の用途に関するものであるため、議員である監査委員伊藤保及び監査委員稲田寿久は、法第199条の2の規定に基づき監査に加わらなかった。

第5 監査の結果

1 3名の議員の政務調査費に係る摘示事項

(1) 小谷茂議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 調査研究費の内容について

(ア) 請求人の主張要旨

調査研究費278,282円のうち96パーセントがガソリン代とタイヤ購入費である。このようなことが、果たして正常な支出に該当するか。

(イ) 監査の結果

調査研究活動として認められている対象経費の支出を集計した結果であり、問題はないと判断した。

イ 過年度に支出した経費について

(ア) 請求人の主張要旨

4月から6月までの間の領収書（燃料代、電話・ファックス代）に3月以前の実績のものがある。

ガイドラインでは「調査研究費は、当該年度内に議員が行った調査、研究に必要な経費に対して支給するものであり、対象期間外に行った経費に充てることはできない。」となっており、上記経費は対象期間外の活動経費であり、当該年度の対象外ではないか。

(イ) 監査の結果

燃料代、電話・ファックス代について口座振替による方法で支払を行っているため、利用月と支払月にずれが生じているものであり、やむを得ないと判断した。

なお、前年度の収支報告書に当該経費は計上されておらず、二重払いではないことを確認した。

ウ 燃料代の支出について

(ア) 請求人の主張要旨

5月支払の燃料代（ $26,576円 = 44,293円 \times 6 / 10$ （平成19年2月・3月利用分））は多額である。

また、下記の燃料代（年月日は利用日）については、同一日に複数の利用があるのも不審である。

平成19年3月10日：4回、9月22日：3回、10月9日：2回

11月27日：2回、12月8日：3回 等

(イ) 監査の結果

平成19年5月に支払った燃料代（44,293円）のうち平成19年2月16日利用分の10,000円と、別途平成20年2月に支払った燃料代（97,695円）のうち平成19年11月27日利用分の2,000円は、洗車プリペイドカード購入代金であり、政務調査費の対象外であることが確認されたため、あん分後の当該経費7,200円（ $12,000円 \times 6 / 10$ ）は不適正な経費の計上であると判断した。

なお、上記以外の支払については、燃料代、オイル代等の自動車の維持経費であり、問題はないと判断した。

エ カード年会費の支出について

(ア) 請求人の主張要旨

燃料費・タイヤ代の中にカード年会費が含まれているが、調査研究費として支出することはおかしいのではないか。

(イ) 監査の結果

当該経費については、本年度の定期監査において、対象外経費の計上があったとして787円（ $1,312円 \times 6 / 10$ ）の過大支出を指摘し、平成20年10月27日に返還済である。

オ 研修費に係る活動内容について

(ア) 請求人の主張要旨

研修費の大山町自衛隊父兄会会費は、活動内容や実体が不明であり政務調査活動に係る研修費には

該当しないのではないか。

(イ) 監査の結果

議員に対し、当該研修における活動内容について確認したところ、意見交換会等に参加し、父兄会のあり方、隊員の実情の把握を行う等、政務調査活動としての実態が認められたため、問題はないと判断した。

カ 「議会だより」の送料について

(ア) 請求人の主張要旨

5月度広報費の郵便料金について、「議会だより」を速達で送ること及び1通で373.5グラムの送付は不自然ではないか。

また、3月度に「議会だより」送料として12,240円が計上され、全額切手購入代金となっているが、使用内容の説明がされていないものを政務調査費とすることには、疑問がある。

(イ) 監査の結果

議員に対し、郵便料金の内容について確認したところ、「政務調査費に係る書類を議会事務局に送付したものである。」との回答を得た。これについては、広報費に計上しているが、事務費に計上すべきものであり、計上すべき経費区分を誤っていると判断した。

なお、3月分送料については、切手を購入後、「議会だより」を送付したことを確認しており、問題はないと判断した。

キ 「議会だより」の印刷について

(ア) 請求人の主張要旨

1月度の広報費として、「議会だより」の名目ではがきの購入代金425,000円が計上されているが、はがきに書ける内容で「議会だより」として広報が可能なのか。

また、印刷代についても検証する必要がある。

(イ) 監査の結果

議員に対し、はがきでの「議会だより」の送付について確認したところ、議員から証拠書類として印刷されたはがきの写しが提出された。

これを確認したところ、はがきには議会の活動報告等が記載されており、政務調査活動として認められる内容のものであると判断した。

ク あん分率の根拠について

(ア) 請求人の主張要旨

事務所費の汲取料、灯油代及び賃借料のあん分率(8/10)及び事務費の調査用カメラ代のあん分率(5/10)について、根拠が示されていない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、あん分の考え方について確認したところ、「政務調査活動としての利用割合に応じてあん分したものである。」との回答を得た。

ガイドラインによると、あん分の割合は各議員の判断に委ねられているというべきであり、支出に問題はないと判断した。

ケ 人件費の支出について

(ア) 請求人の主張要旨

人件費について、日数に単価を乗じたものが記載された領収書はあるが、勤務実態を証明する証拠がない。

また、単価に差がある2人を雇う必要性、調査研究を補助させた理由、実態が不明である。

(イ) 監査の結果

議員に対し、人件費単価の考え方について確認したところ、「勤務時間による違いである。」との回答を得た。補助職員の人数や雇用形態は議員の判断によるものであり、人件費単価に差があっても問題はないと判断した。

ガイドラインでは、政務調査活動に従事していることを証するため領収書に勤務日数等を明示することとなっており、領収書により当該内容が確認できるため、問題はないと判断した。

(2) 廣江式議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 交通費の支出について

(ア) 請求人の主張要旨

交通費について、実費精算でなく、都市間交通費等早見表により請求しており、領収書がない。飛行機は早割等の安い料金で事前に購入するのが常識ではないか。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、県外政務調査活動で領収書が徴収できない場合及び県内政務調査活動で公共交通機関を利用した場合は、都市間交通費等早見表により、通常利用する交通機関に係る料金を政務調査費の対象とすることができることとなっており、問題はないと判断した。

イ 日当の支出について

(ア) 請求人の主張要旨

東京出張に日当が政務調査費として計上されているが、報酬ではないのか。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、政務調査活動に係る現地交通費（電車代、タクシー代）等の諸雑費等についても、実費弁償を原則としているが、領収書が徴収できない場合は、鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第47号）で定める日当の額とする取扱いをしており、問題はないと判断した。

ウ 自動車使用料の領収書について

(ア) 請求人の主張要旨

第三者へ支払った自動車の維持経費の4割を自動車使用料として計上しているが、ガソリン代等の個々の領収書が添付されていない。

(イ) 監査の結果

議員が支払った平成19年度自動車等使用料等に係る金額の支払先の領収書とその内訳書の写しは証拠書類として添付されており、問題はないと判断した。

なお、ガソリン代等の個々の領収書については支払先で受領保管されているものである。

エ 政務調査活動の内容について

(ア) 請求人の主張要旨

石原衆議院議員と語る会、神仏霊場合同祭、高校の卒業式、高速道路開通式典等への参加は、政務調査費と言えるのか。（39件）

(イ) 監査の結果

議員に対し、式典への参加等の活動内容について確認したところ、参加者との意見交換を行う等、政務調査活動としての実態が認められたため、問題はないと判断した。

オ 会議費の支出について

(ア) 請求人の主張要旨

県政報告会は通常の議員活動であり、政務調査費ではないと思われる。

少なくとも実態に即したあん分が必要と考える。（報告会開催：17回）

(イ) 監査の結果

議員が主催する県政報告会の開催に要した茶菓代については、政務調査費の対象として認められており、問題はないと判断した。

カ 資料購入費について

(ア) 請求人の主張要旨

資料購入費として計上されている本代について、内容が不明である。

(イ) 監査の結果

議員が行う調査研究のために必要な図書の購入費については、政務調査費の対象として認められており、問題はないと判断した。

議員の政務調査活動は広範囲に及ぶものであり、議員に対して個々に購入書籍名、購入目的等を求める必要はないと判断した。

キ 人件費の支出について

(ア) 請求人の主張要旨

領収書はあるが、金額の根拠が示されていない。

また、法人との各種契約を証明する資料がない。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、政務調査活動に従事していることを証するため領収書に勤務日数等を明示することとなっており、個人分については領収書で、また法人分については領収書及び明細書により当該内容が確認できるため、問題はないと判断した。

(3) 山口享議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 広報費のあん分等について

(ア) 請求人の主張要旨

広報費の中に含まれると考えられる後援会活動等、他の経費とのあん分の根拠が示されていない。

また、送付紙面の添付が必要であり、送付部数も明記する必要がある。

(イ) 監査の結果

「県政30年の軌跡後期分」については、印刷代1,100,000円のうちの7割あん分がされている。あん分の考え方について、議員に対し確認したところ、「一部政治活動が含まれるためである。」との回答を得た。

ガイドラインによると、あん分の割合は各議員の判断に委ねられているというべきであり、支出に問題はないと判断した。

なお、送付紙面の添付については、広報誌の提出は義務付けられておらず、問題はないと判断した。

また、上記印刷物の発送について確認したところ、当該印刷物は発送されておらず、郵券代(43,700円)については、事務連絡用を使用したものである。これについては、広報費に計上しているが、事務費に計上すべきものであり、計上すべき経費区分を誤っていると判断した。

イ 資料購入費について

(ア) 請求人の主張要旨

資料購入費として計上されている本代について、内容が不明である。

(イ) 監査の結果

議員が行う調査研究のために必要な図書の購入費については政務調査費の対象として認められており、問題はないと判断した。

議員の政務調査活動は広範囲に及ぶものであり、議員に対して個々に購入書籍名、購入目的等を求める必要はないと判断した。

ウ 人件費の支出について

(ア) 請求人の主張要旨

運転代・事務所整理代として計上されている人件費について、その勤務実態が明らかでない。また、その全てが政務調査のためのものかどうか不明である。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、政務調査活動に従事していることを証するため領収書に勤務日数等を明示することとなっており、領収書によりその内容が確認できるため、問題はないと判断した。

エ 調査研究費の対象経費について

(ア) 請求人の主張要旨

自由民主党クラブ勉強会の講師土産代について、調査研究費ではなく、会議費ではないか。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、議員が所属する会派の調査研究活動に要する経費については一括して「調査研究費」の項目に計上することとなっており、問題はないと判断した。

オ 領収書の記載の不備について

(ア) 請求人の主張要旨

領収日の記載のない領収書がある。

(イ) 監査の結果

当該領収書は、議員の所属する政党の機関誌代を会派が一括して支払った時のものであり、議員が受領したものではない。当該領収書の領収日は、平成19年8月31日であり、会派の調査研究活動に伴うものの一部であることを確認した。

なお、議員の支払った内容については、会派の発行した「政務調査費預かり金の精算について」により確認を行った。

カ 自動車リース料の計上について

(ア) 請求人の主張要旨

自動車リース料を事務費に計上しているが、貸主が親族の可能性があり、そうであれば、本人はもとより、親族の資産形成につながっている可能性がある。

(イ) 監査の結果

契約書を確認し、貸主は親族でないことを確認した。

キ 冬用タイヤの購入費について

(ア) 請求人の主張要旨

冬用タイヤ購入費が高額ではないか。

また、ガイドラインの備考欄に示す「1件10万円以内」を超えている。(175,000円×6/10=105,000円)

(イ) 監査の結果

タイヤは夏用・冬用を問わず、燃料費等と同様に自動車を維持していく上で必要不可欠な経費であり、問題はないと判断した。

なお、ガイドラインの備考欄に記載されているものは、カーナビ等新たに追加する装備品のことである。タイヤは装備品ではなく消耗品であり、10万円の上限は適用されないため、問題はないと判断した。

ク 政党機関誌の購入について

(ア) 請求人の主張要旨

自民党機関誌について8人が8紙購入しているが、政党の党員が機関誌を買うのは当然であり、政務調査費とは言えない。

(イ) 監査の結果

自民党機関誌は、会派で購読したものではなく、各議員が自宅等で個別に購読し、支払を会派で一括して行ったものである。

所属政党の情報を収集する手段として機関誌を購読することは政務調査活動であり、問題はないと判断した。

2 他の議員の政務調査費に係る再調査等事項

(1) 全議員の政務調査費に係る定期監査の結果

平成19年度決算に係る政務調査費については、平成20年8月に定期監査(8月5日から7日までの間に事務監査、同月27日に本監査)を実施した。

監査では、政務調査費が条例第4条第2項に基づいて定められたガイドラインに合致して適正に支出されているかどうかのチェックを行うとともに、収支報告書と証拠書類の写しの突合等を行った。

その結果、収支報告書の修正が必要な者が7名あった。そのうち政務調査費の返還が必要な者は5名で、要返還額は234,923円であった。また、その他に証拠書類の整備が必要な者が7名あり、収支報告書の修正が必要な者と合わせて14名（全議員の37パーセント）に不適正な処理が認められた。（詳細は資料のとおり。）

(2) その他の議員への再調査の結果

3名の議員に対して行った今回の監査の結果に基づき、調査が必要と認められた事項については、他の議員についても再調査を行った。

その結果は次のとおりであった。

ア 当該年度外の活動に係る経費の計上

(ア) 前年度の経費を計上しているもの（17名）

支払われている経費の中に前年度の経費が計上されているものがあったが、これは、公共料金や燃料代等の実際の利用月と請求や口座振替の時期とのずれによるものであり、やむを得ないと判断した。

これらについては、前年度の収支報告書に当該経費は計上されておらず、二重払いではないことを確認した。

(イ) 次年度の経費を計上しているもの（13名）

支払われている経費の中に次年度の経費が計上されているものがあったが、これは、リース料、官庁速報利用料等で、いずれの支払も12月を超えておらず、やむを得ないと判断した。

なお、これらの経費については、年度中途に議員でなくなったときは、条例第5条第2項の規定により、残額を県に返還することになっている。

イ 自家用自動車を使用した政務調査活動に係る対象外経費の計上の有無

自家用自動車を使用した政務調査活動に係る関連経費について、提出されている証拠書類を確認した結果、対象外経費を計上する等の不適正なものはないことを確認した。

第6 勧告

1 本件請求の「用途等が不適正な政務調査費を県に返還させること」について

(1) 監査委員の判断

本件請求に基づく監査の結果、用途等が不適正な政務調査費として議員1名について、洗車プリペイドカード購入代金2件、7,200円が存在していると判断する。

定期監査の結果に基づき政務調査費の返還を要する議員は、用途等が不適正な政務調査費の存在が認められた議員のうち、議長に提出した収支報告書に記載された政務調査費を充てた支出の総額から監査委員が認めた用途等が不適正な政務調査費の額を減じた額（監査委員が確認した収支報告書に記載すべきと考えられる額）が、県から交付された政務調査費の額を下回ることとなる5名であり、返還を要する政務調査費の額は、当該下回ることとなる額234,923円であると判断した。なお、返還を要する政務調査費については、平成20年10月27日までに全額返還されている。

不適正な用途等の内容及び内訳の概要は、次の表のとおりである。

[不適正な用途等の内訳]

(単位：人、件、円)

区 分	定期監査			今回監査			
	議員数	件数	金 額	議員数	件数	金 額	
ア 対象外経費の計上	3	5	33,321	1	2	7,200	
イ あん分率の誤り	3	23	183,986	-	-	-	
ウ 経費の二重計上	1	1	7,566	-	-	-	
計	収支報告書修正額 A	7	29	224,873	1	2	7,200
	調 整 額 B	2	2	10,050	-	-	-
	返 還 額 (A + B)	5	27	234,923	1	2	7,200
エ 計上項目の誤り	(3)	(16)	(316,567)	(2)	(5)	(44,480)	

注1 収支報告書の修正が必要なもののみ記載している。

2 「イ あん分率の誤り」欄の金額については、増額及び減額があるので、相殺後の金額を計上している。

3 「調整額」欄の2件の金額の内訳は、次のとおりである。(資料参照)

(1) 1名の議員について、収支報告書の修正は45,135円の増額であり、返還額としては45,135円になるが、交付済額が上限の3,000,000円であり、追加交付はないので、+45,135円の調整をした。

(2) 1名の議員について、収支報告書の修正は231,846円の減額であるが、当初の収支報告額が3,035,085円であり、交付済額3,000,000円との差額35,085円は返還額には含まれないので、35,085円の調整をした。

4 「エ 計上項目の誤り」欄の金額は、政務調査費に充てる支出額に影響はない。

(2) 勧告

鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対し、使途等が不適正な政務調査費の存在が認められた議員について(1)に掲げる不適正な使途等を是正させ、及び必要に応じて当該不適正な使途等に係る政務調査費の返還をさせる措置を講ずることを勧告する。その措置状況については、平成21年2月28日を期限として回答すること。

2 本件請求の「不当な支出を是正させる措置をとること」について

(1) 監査委員の判断

監査の結果、本件請求に理由があるものと認め、現行の政務調査費制度には、次のとおり改善すべき事項があることを認める。

<改善すべき事項>

政務調査費の使途及び手続に関する指針であるガイドラインについては、従来からあるものを改善し更に具体的に分かりやすくするために、県議会の中に議会改革推進会議を設置して同会議に諮り定められたものであり、より県民の目線で見直されたことは評価できる。

しかし、このガイドラインに関しては、次のような改善すべき課題があると思われる。

(ア) 証拠書類としてカード支払明細等を添付する場合、利用するカードによっては、記載される内容が利用日と利用金額のみのものであり、内容が不十分なものが見受けられた。

政務調査費に係る支出として内容が確認できる書類を添付するか、又は当該支払明細等に内容を付記すること。

(イ) 公共料金や燃料代等を口座振替又はクレジット払いによる方法で支払うときは、利用月から1か月以上遅れて口座引き落としされる場合がある。また、リース料、保険料、定期刊行物購読料等については、年間分又は半期分をまとめて支払う場合がある。

これらの場合は利用月と支払月がずれるため、利用年度と支払年度が異なった例が、かなりの議員(23名)に見受けられた。

本来、政務調査費は、当該年度内に議員が行った調査研究に必要な経費に対して支給するものであるが、このような口座振替等の方法で支払う場合は、従来から例外的に支払日の属する年度で整理することができることとされているが、その取扱いについて規定されたものはない。

このような例外的な取扱いについては、対象経費についての誤解が生じないようにするためにも理由を明記して、ガイドラインの中に規定すべきであること。

(ウ) 経費の支出が預金口座からの引き落としによる場合については、預金通帳の該当部分の写しを提出することとなっているが、事務作業量の軽減等を図るため、公共料金等の継続的に口座振替するものについては、その通知の写しの提出をもって預金通帳の該当部分の写しの提出に代えることができるようにすべきであること。

(エ) ガイドラインに記載されている政務調査費の対象外経費の例示は、必ずしも十分ではなく、例えば、誤解を招くようなカード年会費、洗車代等については、例示として具体的に記載すること。

(オ) 調査研究活動とその他の活動が渾然^{こん}一体となっているような活動を政務調査費に充当するような場合には、活動内容の実態に応じたあん分により行うこととなっている。そのあん分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により算定し明らかにすることとなっており、各議員の判断に委ねられているものである。

しかし、そのあん分率の算定根拠については、必ずしも明確になっておらず、感覚的に設定されている場合もあると思われる。あん分の変動により、大きく金額が動くような経費もあるため、このあん分率を算定する場合の共通ルールをガイドラインに明示するなどして、一層の透明性の確保を図られたい。

(カ) 共通経費（政務調査活動とその他の議員活動等のそれぞれに必要なと思われる経費）のあん分に係る円未満の端数処理の方法が定められていないので、ガイドラインの中に明記すること。

(キ) 平成20年度に実施された監査において、収支報告書の修正又は証拠書類の修正若しくは整備が必要な者が全議員の4割（14名）もあったことから、ガイドラインの議員への周知は必ずしも十分ではなかったと思われるため、より一層の周知を図るべきであること。

(2) 勧告

政務調査費の適正な執行という観点から、不適正な使途への充当を是正させるための措置が必要であると判断し、鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対し、次のとおり勧告する。その措置状況については、平成21年2月28日を期限として回答すること。

< ガイドラインの改善充実と議員への周知徹底 >

鳥取県知事及び鳥取県議会議長は、平成20年9月に施行された地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）により議会活動の範囲が明確化されたことも踏まえ、政務調査費の対象外経費の例示を追加記載するなど、ガイドラインの一層の改善充実に努めるとともに、全ての議員に対してガイドラインの記載内容を周知徹底すること。

第7 総括的意見

政務調査費は、法及び条例に基づき、「議員の調査研究に資するための必要な経費の一部」として交付されるものであり、その経費は1人当たり年間300万円（限度額）である。

この政務調査費は、県政の様々な課題への対応や政策立案のために、各議員が行う調査研究活動が円滑に行われるよう交付されるものであり、調査研究活動の実態に応じて使途の対象等を十分に検討し、適正に執行されるべきものとする。

このため、政務調査費の使途については、情報公開を求める世論が高まっていることを踏まえ、透明性を確保されることに特段の努力を望むものである。議員が行う活動には、政務調査活動の他に議会活動、政党活動及び後援会活動など様々な活動があり、これらが渾然^{こん}一体となっている場合が多い。このため、議員の幅広い活動における事務処理の効率性を考慮し、ガイドラインでは、対象経費のあん分や旅費の精算等について簡便な方法によることも可能とされているが、これらの処理方法については、最終的には議員の判断に委ねられているため、議員自らが説明責任を果たすべきものである。

今後、政務調査費の使途及び手続に関する指針であるガイドラインが県民への説明責任を果たしうるものとして改善充実され、議員の調査研究活動の成果が県政に一層反映されるよう強く望むものである。

資 料

平成19年度 政務調査費に係る不適正な用途等の額の一覧

(単位：円)

議員氏名	収支報告額 A	交付確定額 (H20.7.2) B	定 期 監 査			今 回 監 査			査			
			修正報告すべき額 C (※1)	修正後収支報告額 D (A+C)	修正後交付すべき額 E	要返還額 F (B-E) (※2)	収支報告書の修正(※3)	修正報告すべき額 C	修正後収支報告額 D (D+C)	修正後交付すべき額 E	要返還額 F (E-E)	収支報告書の修正(※3)
小 谷 茂	2,916,931	2,916,931	△ 787	2,916,144	2,916,144	787	ア	△ 7,200	2,908,944	2,908,944	7,200	ア、エ
廣 江 弌	3,029,350	3,000,000		3,029,350	3,000,000				3,029,350	3,000,000		
山 口 享	2,949,590	2,949,590		2,949,590	2,949,590				2,949,590	2,949,590		エ
鉄 永 幸 紀	2,873,289	2,873,289		2,873,289	2,873,289		エ		2,873,289	2,873,289		
尾 崎 薫	3,150,765	3,000,000	45,135	3,195,900	3,000,000		イ、エ		3,195,900	3,000,000		
錦 織 陽 子	773,833	773,833	△ 221	773,612	773,612	221	ア		773,612	773,612		
興 治 英 夫	2,950,156	2,950,156	△ 4,841	2,945,315	2,945,315	4,841	イ		2,945,315	2,945,315		
前 田 宏	2,688,977	2,688,977	△ 32,313	2,656,664	2,656,664	32,313	ア		2,656,664	2,656,664		
内 田 博 長	3,035,085	3,000,000	△ 231,846	2,803,239	2,803,239	196,761	イ、ウ		2,803,239	2,803,239		
その他議員 (29名)	81,008,096	77,978,811		81,008,096	77,978,811				81,008,096	77,978,811		
合 計 (38名)	105,376,072	102,131,587	△ 224,873	105,151,199	101,896,664	234,923		△ 7,200	105,143,999	101,889,464	7,200	

(※1) 10月10日までに、全て修正報告済 (※2) 11月7日までに全て返還済 (※3) ア 対象外経費の計上、イ あん分率の誤り、ウ 経費の二重計上、エ 計上項目の誤り

注1 小谷議員の今回指示事項(カード年会費の計上)については、定期監査で既に指摘している。 (該当部分を)で表示している。

注2 修正後交付すべき額Eは、交付確定額Bと修正後収支報告額Dを比較した低い方の額である。

注3 要返還額Fは、修正後交付すべき額Eが、県から交付済みの交付確定額Bの額を下回ることとなった5名の政務調査費である。

注4 定期監査において、上記以外に収支報告書の修正はないが、領収書の整備等を行った議員が7名あった。